

昭和二十四年人事院規則一四―五

人事院規則一四―五（公選による公職）

人事院は、国家公務員法に基き、公選による公職に関し次の人事院規則を制定する。

法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるものの職とする。

一 衆議院議員

二 参議院議員

三 地方公共団体の長

四 地方公共団体の議会の議員

附 則（平成二十七年一〇月二十八日人事院

規則一四―五―五）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一月一六日人事院規則一四―五―六）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。